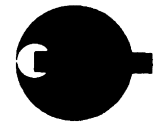


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	一	○右同	九
○物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成七年十二月奈良県告示第四百二十五号の一部改正(会計局総務課)	一	○奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示	二〇
○開発行為に関する工事の完了(建築課)	二	○公安委員会告示	二〇
○右同	三	○警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施	二〇
○物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する告示(会計局総務課)	三	○昭和三十二年十月二十二日付け奈良県公報第三百八十七号正誤表	二一
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(医大・病院課)	六	○平成十三年十月三十一日付け奈良県公報第四百二十五号正誤表	二二
○右同	七		

告示

奈良県告示第二百四十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十九年十月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称	二 土地の表示
小井(イ)地区急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域(保安林区域を除く。)
	所在地及び標柱番号
	吉野郡十津川村大字小井一〇二番 一号
	〃 一二番 二号及び三号
	〃 四六番 四号
	〃 五〇番一 五号
	〃 七二六番二 六号
	〃 九六番三 七号

奈良県告示第二百五十号

物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成七年十二月奈良県告示第四百二十五号)の一部を次のように改正し、平成十九年十一月一日から施行する。

平成十九年十月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

第二條第三項第四号中「利益金処分(損失処理)計算書」を「株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損失金の処分表」に改める。
本則に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による申請)

第七條 第二條第二項の規定による申請は、電子情報処理組織(奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十七号)第三條第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該申請は、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年三月奈良県規則第四十三号)の例による。

第一号様式中「FAX番号」を「FAX番号」及び「年において、奈良県」を「奈良県」及び「業種区分 製造販売(卸売・小売) 買受け 役務提供」を「1 申請区分 定期新規 定期更新 追加申請 随時申請」及び「欄田番号」を「大分類-中分類」及び「商号(名称)」を「名

「電話番号」を「電話番号」及び「E-mail」

「電話番号」を「電話番号」及び「E-mail」

第一号様式の営業概要書の1及び2を次のように改める。

に改める。

<p>二 検査済証番号</p> <p>一 許可番号 平成十九年八月九日第八〇一七四号</p>	<p>一 許可番号 平成十九年六月二十日第八〇一二二号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十八日第六七九六号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月十八日第四二五五号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 橿原市葛本町六八番地ノ一、六九番地ノ三、六九番地ノ五及び六九番地ノ六</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 橿原市内膳町一丁目二番四六号 積水ハウス株式会社やまと支店 支店長 中上鉄也</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 橿原市葛本町六八番地ノ一の一部、六九番地ノ五及び六九番地ノ六 下水道 橿原市葛本町六八番地ノ一の一部</p>	<p>一 許可番号 平成十九年八月九日第八〇一八七号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十八日第六七九八号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 北葛城郡寺町寺守二丁目六〇四九番地、六〇五〇番地ノ一及び六〇五〇番地ノ一</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都新宿区西新宿二丁目四番号 住友不動産株式会社 代表取締役 小野寺研一</p> <p>一 許可番号 平成十九年九月十日第八〇一二三号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十九日第六八〇二号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 橿原市葛本町三三四番地ノ一、三三四番地ノ二の一部、三三四番地ノ三の一部及び三三四番地ノ五</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 生駒市北大和四丁目六番地ノ一〇</p>
<p>一 許可番号 平成十九年四月九日高士第一八一四号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十七日高士第六九二号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月十七日高士第八八六号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 北葛城郡上牧町下牧一丁目九八〇番地ノ一の一部</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 五條市田園二丁目二番地ノ一</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 北葛城郡上牧町下牧一丁目九八〇番地ノ一の一部 下水道 北葛城郡上牧町下牧一丁目九八〇番地ノ一の一部</p>	<p>一 許可番号 平成十九年十月二十六日</p> <p>二 検査済証番号 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p>	<p>一 業種区分及び調達する物等又は役務の種類 競争入札の参加資格を得ようとする者の業種及び調達する物等又は役務の種類は、別記の営業種目区分表のとおりです。</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p>

二 競争入札の参加資格の審査を受けることができない者
 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成七年十二月奈良県告示第四百二十五号。以下「規程」といいます。）第一条第一項各号のいずれかに該当する者は、競争入札の参加資格の審査を受けることができません。

三 申請の時期

1 受付期間等

(一) 規程第四条第一項本文に規定する定期申請（以下「定期申請」といいます。）は、平成十九年十一月一日から同月三十日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除きます。）とします。

(二) 規程第四条第一項ただし書に規定する追加申請（以下「追加申請」といいます。）は、平成二十年一月から同年十月までの各月第一、第二及び第三水曜日（その日が休日に当たる場合は翌日、二月一日又は三日に当たる場合は同月四日）としますが、できる限り(一)の期間に申請してください。

(三) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十五号）の規定が適用される調達契約の入札に参加するための申請をする場合にあつては、(一)及び(二)の受付期間等に限りません。

2 受付時間

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとします。

四 申請の方法

1 申請書の配布及び問い合わせ先

競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）（以下「申請書」といいます。）は、平成十九年十月二十六日から平成二十年十月三十一日まで、次の場所において競争入札の参加資格を得ようとする者に配布します。

なお、申請書の郵送による配布を希望する者は、日本工業規格A列四番の書類が入る返信用封筒（送付先を記入の上、二百円分の切手を貼ってください。）を提出して請求できます。また、奈良県ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から取り出すことができます。申請に関する問い合わせも次の場所を受け付けます。

〒630-1850 奈良市登大路町三〇番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟一階）

電話 〇七四二一七七八九〇八（直通）

2 申請書の提出方法等

競争入札の参加資格は、奈良県のすべての調達機関（本庁、出先機関、県立高校、警察、病院等）の調達に有効なものとなりますので、申請書に次の書類を添付して、奈良県会計局総務課に提出してください。

なお、提出書類は、郵便で提出することができます。この場合は、書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便で提出するものとします。

(一) 使用印鑑届（所定の様式によります。）

(二) 誓約書（所定の様式によります。）

(三) 登記事項証明書（法人の場合に限ります。）

(四) 前年度の財務諸表（法人にあつては申請書提出時に終了した直近の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表を、個人にあつては申請書提出時に提出した直近の所得税確定申告書の写しをいいます。）

(五) 県税の納税証明書（奈良県に納税義務の生じた県税に滞納がないことが証明された書類をいいます。県内に営業所又は事務所を有しない者にあつては、申請書提出時前の一年間において本店の所在する都道府県に納税義務の生じた事業税の納税証明書をいいます。）

(六) 消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税について未納の税額がないことが証明された書類をいいます。）

(七) 特約店又は代理店であるときは、これを証明する書類

(八) 営業に関し、許可、認可等が必要とするときは、これを受けたことを証明する書類

(九) 契約に関し、営業所等に権限の委任がなされているときは、その委任状（所定の様式によります。）

(十) 印刷製本業務調書（印刷類の業種で登録を希望する場合に限るものとし、所定の様式によります。）

(十一) 建物管理業務調書（建物管理の業種で登録を希望する場合に限るものとし、所定の様式によります。）

(十二) 電算業務技術者等調書（電算業務の業種で登録を希望する場合に限るものとし、

所定の様式によります。）

(十三) 組合員名簿（協同組合等の組合の場合に限ります。）

(十四) 登録申請書類受領書（所定の様式によります。）

(十五) 登録通知用封筒（日本工業規格A列四番の書類が入る封筒に送付先を記入の上、二百円分の切手を貼り付けたものに限ります。）

3 申請書等の作成に用いる言語

(一) 申請書及び添付書類（以下「申請書等」といいます。）は、日本語で記載してください。

なお、添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

(二) 申請書等のうち、金額欄については、その金額が外国貨幣を基礎とするものであるときは、出納官吏事務規程（昭和二十一年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載してください。

五 資格審査の結果の通知

(一) 定期申請 平成十九年十二月下旬に通知書により通知します。

(二) 追加申請 申請書を受理した月の下旬に通知書により通知します。

(三) 三の(一)に規定する申請 審査の終了後速やかに通知します。

六 入札参加資格の有効期間及び更新手続

1 競争入札の参加資格の有効期間

(一) 定期申請 平成二十年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までとします。

(二) 追加申請 申請書を受理した月の翌月一日から平成二十二年十二月三十一日までとします。

(三) 三の(一)に規定する申請 資格を得た日から平成二十二年十二月三十一日までとします。

2 有効期間の更新手続

一の有効期間の更新を希望する者は、平成二十二年十月中に平成二十三年、平成二十四年及び平成二十五年の資格審査の公示を予定していますので、当該公示に基づき申請書類を提出してください。

七 その他の留意事項

資格審査の結果、資格者は資格者名簿に登録されますが、契約の種類によっては期